

新型インフルエンザ対策本部の対応方針（改定）

平成 21 年 9 月 3 日

（社）石川県サッカー協会

新型インフルエンザ対策本部

- 1) （社）石川県サッカー協会は、平成 21 年 6 月 19 日厚生労働省策定の「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針（改定版）」にある「2. 地域における対応(1)発生患者と濃厚接触者への対応」に基づき次の通り対応する。
 - [A] 「原則として患者（以下、患者と疑われる者を含む。）については、医師の指示等に従い、入院措置ではなく、新たな感染者をできるだけ増やさないよう、外出を自粛し……以下省略」を鑑み、患者（患者と疑われる者を含む）については本協会主催・主管事業への参加自粛を要請する。
 - [B] 「患者の濃厚接触者に対しては、都道府県等は、外出自粛など感染拡大防止行動の重要性をよく説明し協力を求めるとともに……以下省略」を鑑み、患者の濃厚接触者で患者と疑われる者は、本協会主催・主管事業への参加自粛を要請する。
- 2) （社）石川県サッカー協会新型インフルエンザ対策本部は、9月2日付けで種別連盟と事業対象専門委員会に対し、上述1)の周知・徹底と管理・運営する事業の延期・中止措置を必要に応じて講ずることを指示する。
- 3) （社）石川県サッカー協会新型インフルエンザ対策本部は、選手、指導者、運営役員本人及びその保護者・家族に発熱・咳・痰等の症状があり、医師の確定診断がついていないものについては、練習会への参加を含めて活動自粛を要請するとともに、未受診者に対しては早期の受診を勧奨する。
- 4) サッカー競技会事業や練習会等の運営責任者又は指導者は、参加者に対し問診により発熱・咳・痰等の有無を確認し、それらの症状が確認された場合は参加の自粛を要請するとともに、未受診者に対しては早期の受診を勧奨する。
- 5) （社）石川県サッカー協会は、競技会事業等の観戦者等に対してマスクの着用・うがい・手洗いを強く勧奨する。観戦者本人及びその家族を含めて発熱・咳・痰等の症状があり、医師の確定診断がついていない場合は観戦の自粛を要請するとともに、未受診者に対しては早期の受診を勧奨する。
- 6) 本協会が主催・主管する事業の運営責任者は、感染拡大防止のため施設管理者及び対策本部長と協議のうえ、必要に応じて本対応方針記載以外の措置を講ずることができるものとする。この場合は、対象者には趣旨説明のうえ、協力を要請する。